

製品の導入と削除の手引き

共創ソフトウェア株式会社

目次

1. 概要	1-1
1-1. ご注意ください!!	1-1
2. 製品の導入.....	2-1
2-1. 製品のダウンロード	2-2
2-2. 製品のインストール	2-2
2-2-1. 製品のインストール	2-2
2-2-2. 追加ソフトウェアのインストール	2-6
2-3. 製品の試用をする	2-7
2-4. 製品登録手続き	2-8
2-5. アクティベーション	2-10
3. ソフトウェアの更新方法.....	3-1
4. 製品登録の解除	4-1

1. 概要

毎度弊社製品を利用いただき、ありがとうございます。

本マニュアルは、以下の範囲を取り扱っております。各ソフトウェアの使用方法については、それぞれの製品付属のマニュアルをご覧ください。

- ・ 導入方法
- ・ 更新方法
- ・ 登録解除の方法

1-1. ご注意ください!!

弊社製品の登録状況は登録の申し出と登録解除の申し出をお請けすることで管理しております。

このため、製品を正しく登録・解除しない場合、製品コードの承認をお断りします。

製品の利用に当たって、以下の点にご注意ください。

(1) 製品更新のためにアンインストールを行わないで下さい

アンインストールを行うと登録情報が失われるため、その後インストールを行っても動作不能になります。

アンインストールによる動作不能について、ご相談の際には弊社も注意喚起をいたしますが、弊社の判断で製品登録の受け付けをお断りする場合がございます。

(2) パソコンの廃棄や初期化の前に製品登録の解除手続きを忘れずに

お客様の都合で、インストールしているパソコンの廃棄や初期化を行った場合でも、弊社の登録管理システム上では登録状態にあります。

このため、そのパソコンでお使いの登録コードを別のパソコンで登録しようとしても、そのパソコンの解除手続きがされていないので、製品の登録をお断りすることになります。

この件についてもご相談を受付いたしますが、廃棄・初期化の事実が確認できないなどの理由で製品コードの再利用をお断りすることもございます。

2. 製品の導入

本ソフトウェアを使用するには、お客様のコンピューター（以降コンピューターと表記します）にインストールする必要があります。インストールは以下の手順で行います。

製品のインストールがよく分からない、難しいとお感じであれば、有料の導入支援サービスもいたしますのでご利用ください（経費を実費でいただきます）。

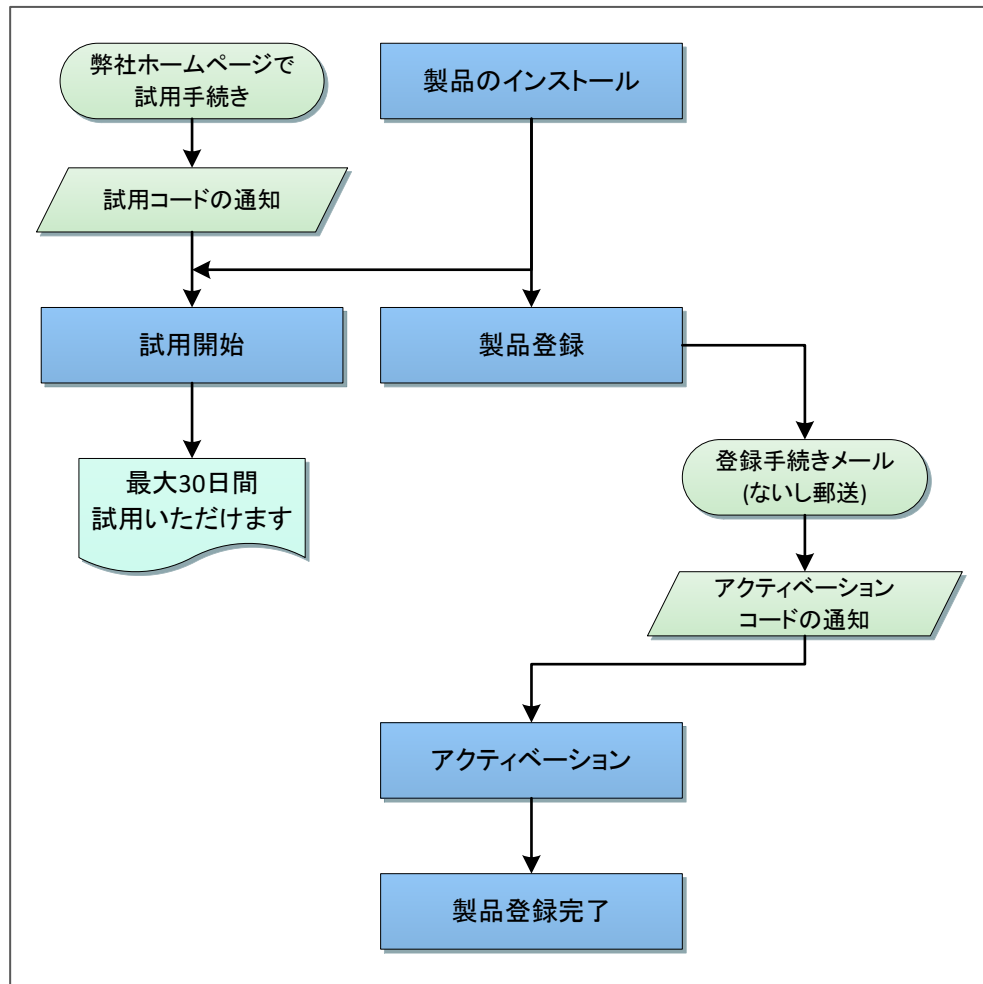


図. 製品の試用と本登録手続きの概要

2-1. 製品のダウンロード

ソフトウェアの最新版を、以下の弊社ホームページよりダウンロードしてください。

<https://kyoso-software.co.jp/>

2-2. 製品のインストール

お客様のコンピューターに保存されたインストールプログラムを実行します。インストールプログラムは、「KsBoringLogTools-setup_1.0-2019-06-02.exe」などとなっています。

2-2-1. 製品のインストール

インストールプログラムに従って、本ソフトウェアをお客様のコンピューターにインストールします。

(1) 使用許諾契約

本ソフトウェアを使用するには、ソフトウェア使用許諾に同意する必要があります。

許諾条件を確認し、同意された場合には、「同意する」をクリックし、「次へ」をクリックしてください。

同意されない場合には、使用できませんので「キャンセル」をクリックしてインストールを終了してください。

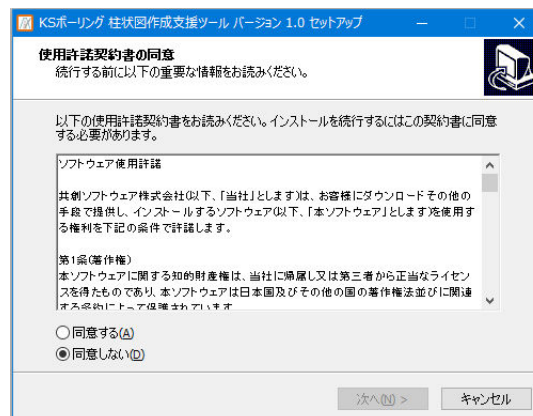


図. 使用許諾の確認画面

(2) インストールするフォルダーの指定

お客様が本ソフトウェアをインストールするフォルダーを指定してください。
通常はそのままにしておくことをおすすめします。
良ければ「次へ」をクリックしてください。

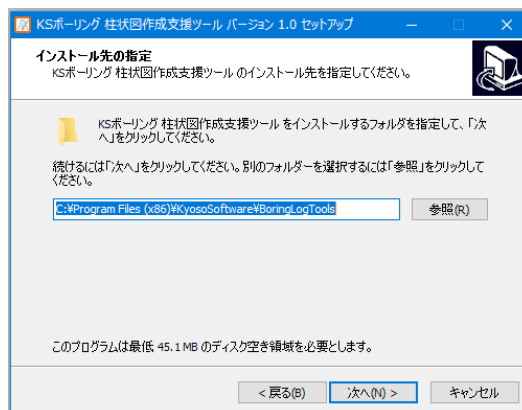


図.インストール先の指定画面

(3) スタートメニューへのプログラムショートカットの設定

スタートメニューに本ソフトウェアのショートカットを登録する場所の名前を設定します。
通常はそのままにしておくことをおすすめします。
良ければ「次へ」をクリックしてください。

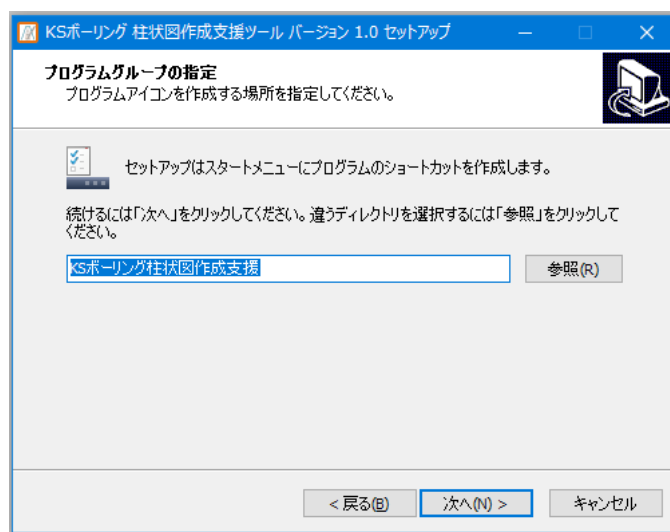


図.プログラムショートカット名の指定画面

(4) デスクトップアイコンの設定

デスクトップにアイコンを置く場合にはチェックをしてください。
良ければ「次へ」をクリックしてください。

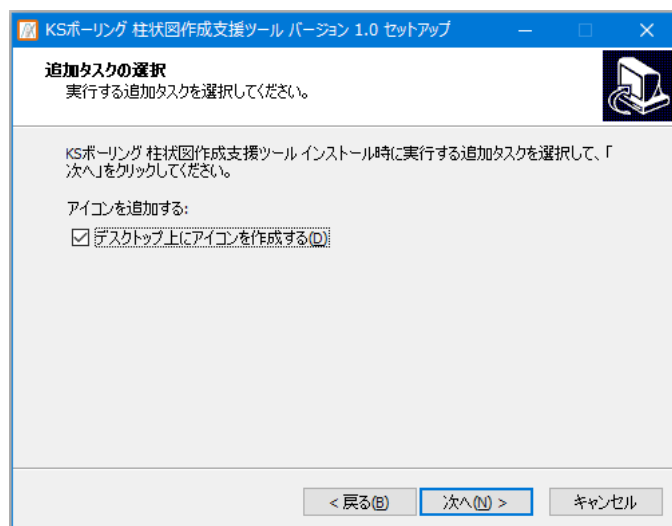


図. デスクトップアイコンの設定画面

(5) インストール内容の確認

インストールの内容が示されます。

良ければ「インストール」をクリックしてください。

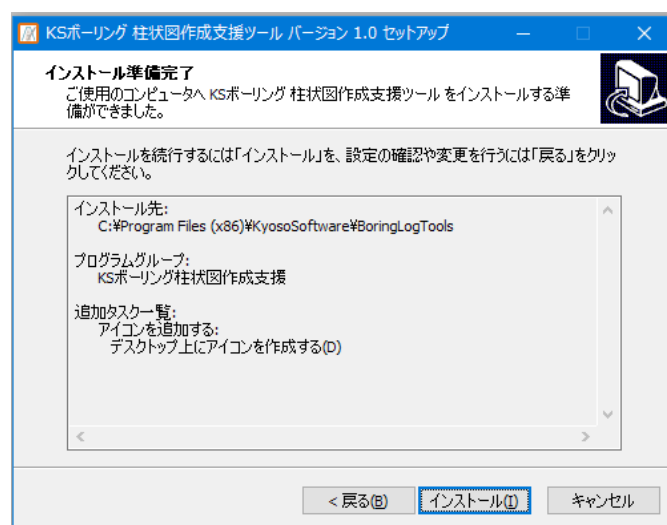


図. インストール内容の確認画面

インストールが完了すると下の画面が表示されます。

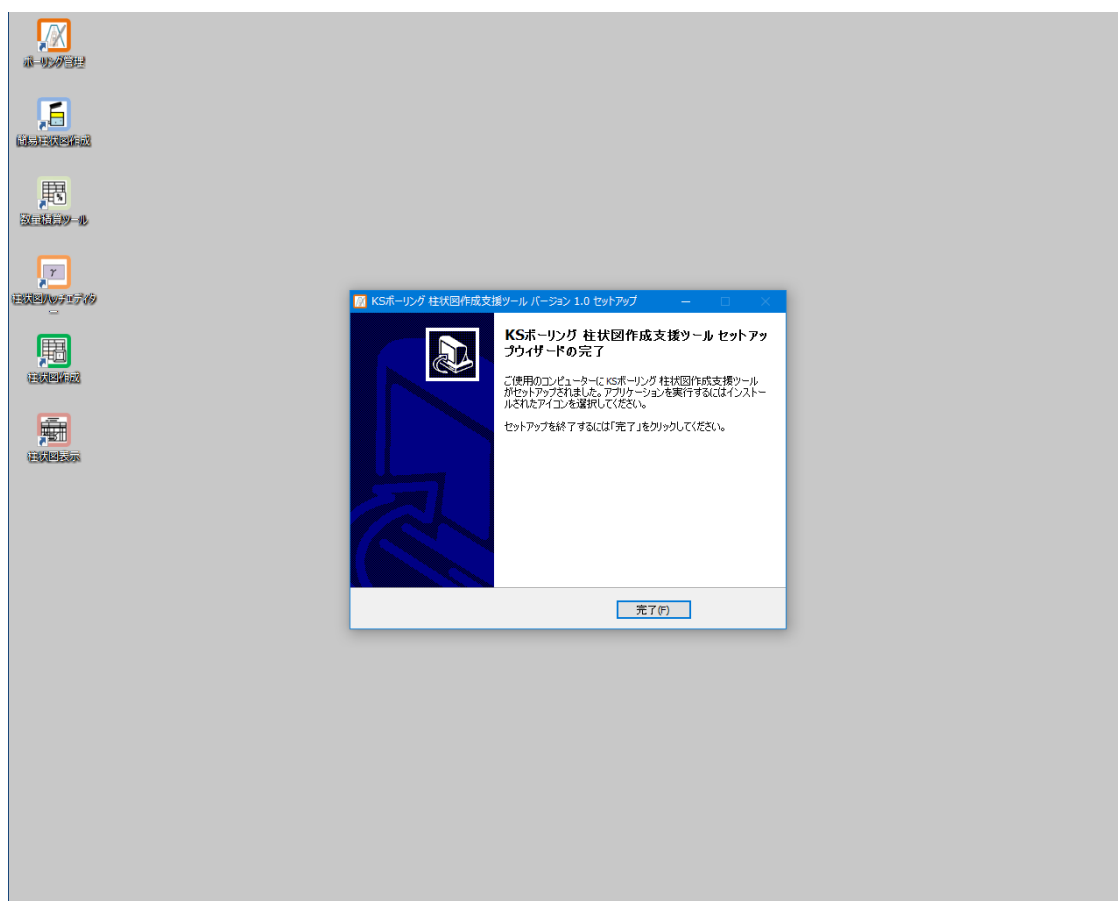


図.インストール完了画面

2-2-2. 追加ソフトウェアのインストール

フローティングライセンスでお使いの場合には、プロテクトキーを動作させるためのプログラムを追加でインストールします。メッセージに従ってインストールしてください。なお、上書きインストールで、すでに追加ソフトウェアをインストール済みの場合はいいえをクリックして下さい。

2-3. 製品の試用をする

本製品のスタンダード版の機能を最大 30 日間お試しください。

試用をするには、弊社ホームページから試用手続きを行い、製品登録手続きで試用の開始を行ってください。

(1) プログラムの起動

本ソフトウェアでインストールされた任意のプログラムを起動してください。

製品情報が表示されます。

「試用開始」ボタンをクリックしてください。



図. 製品情報画面

(2) 試用コードの入力

メールでお知らせした 6 桁の試用コードを入力して「OK」ボタンをクリックしてください。

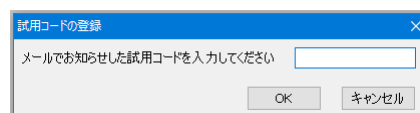


図. 試用コード入力画面

これで試用が開始されます。残りの試用期間は製品情報画面で確認できます。



図. 残り試用期間の確認

2-4. 製品登録手続き

ご注文時にお知らせした、製品コードを用いて登録手続きをいたします。

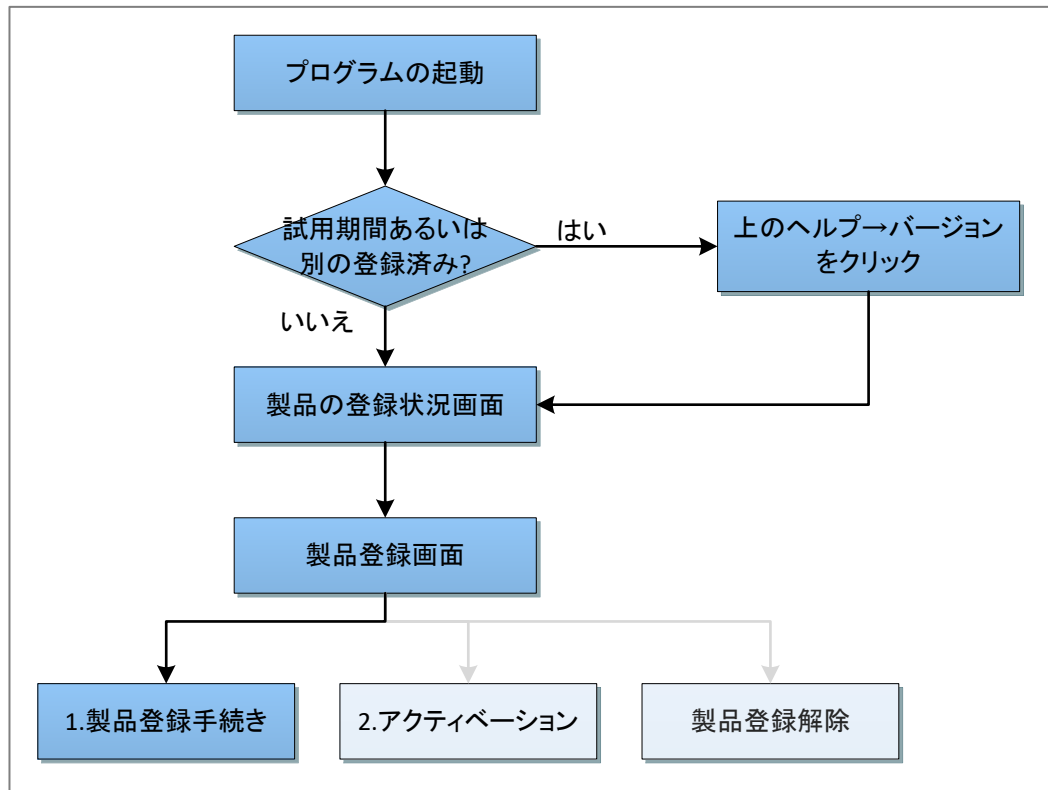


図. 製品登録手続きの流れ

(1) プログラムの起動

本ソフトウェアでインストールされた任意のプログラムを起動してください。

製品情報が表示されます。

試用期間中は、メニューの「ヘルプ (H)」→「バージョン (V)」をクリックすると製品情報画面が表示されます。

左下の「製品の登録・変更」ボタンをクリックしてください。



図. 製品情報画面

(2) 製品登録手続き

お客様の登録を行います。「製品登録手続き」をクリックしてください。

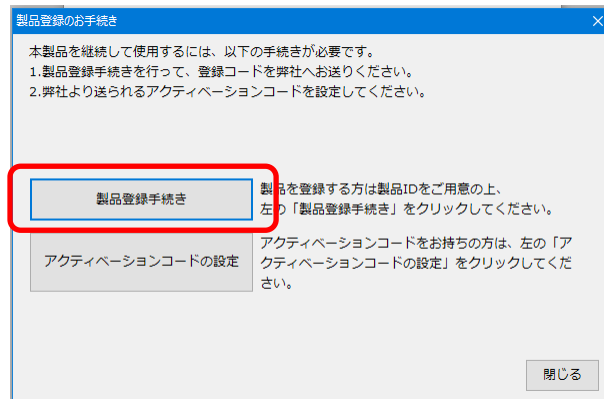


図. 製品登録手続き開始画面

(3) 利用者情報の入力

お名前、会社名（会社名は任意です）、お知らせした製品コードを入力してください。
入力後、「次へ」をクリックしてください。

図. 利用者情報の登録

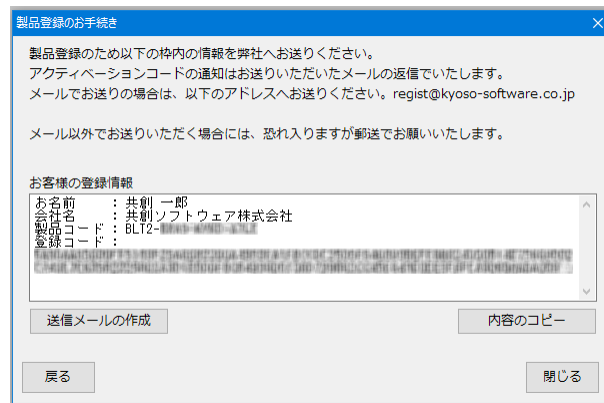
(4) 登録メールの作成

製品の登録のために必要な情報が示されます。

この内容をメールで弊社製品登録専用アドレス (regist@kyoso-software.co.jp) へお送りください（「送信メールの作成」をクリックするとメールソフトウェアが立ち上がります）。

メールをご利用なさらない場合には、恐れ入りますが内容をコピーして印刷した上、弊社へお送りください。その場合には手続きにいささかのお時間をいただきます。

郵送先 〒569-1123 大阪府高槻市芥川町 2 丁目 14 番 20 号 共創ソフトウェア株式会社



製品登録のため以下の枠内の情報を弊社へお送りください。
 アクティベーションコードの通知はお送りいただいたメールの返信でいたします。
 メールでお送りの場合は、以下のアドレスへお送りください。regist@kyoso-software.co.jp

メール以外でお送りいただく場合には、恐れ入りますが郵送をお願いいたします。

お客様の登録情報

お名前	： 共創 一郎
会社名	： 共創ソフトウェア株式会社
製品コード	： BLT2-00000000000000000000
登録コード	： 00000000000000000000000000000000

送信メールの作成 内容のコピー

戻る 閉じる

図. 製品登録情報の確認画面

2-5. アクティベーション

メールの内容を確認した上で、弊社より折り返しアクティベーションコードを通知いたします。
 何もご指定なければ、お送りいただいたメールアドレスへ返信いたします。

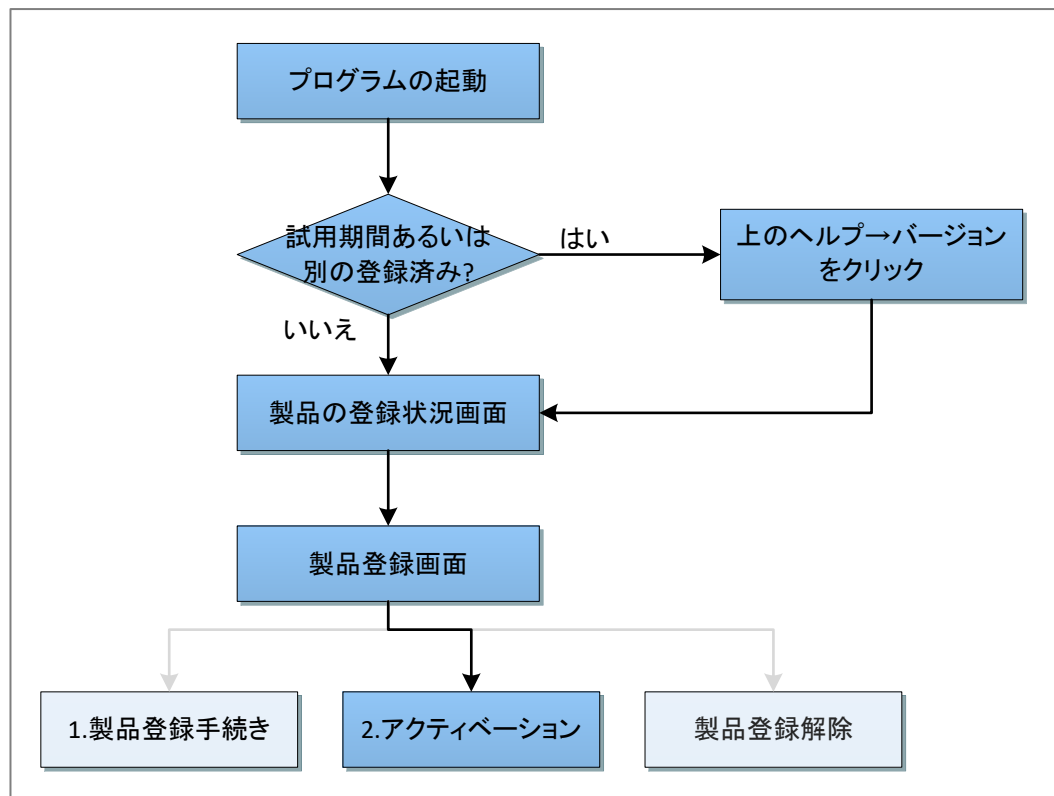


図. アクティベーションの流れ

(1) プログラムの起動

本ソフトウェアでインストールされた任意のプログラムを起動してください。

製品の登録状況が表示されます。

試用期間中は、メニューの「ヘルプ(H)」→「バージョン(V)」をクリックすると登録状況画面が表示されます。

左下の「製品の登録・変更」ボタンをクリックしてください。



図. 製品情報画面

(2) アクティベーション手続き

お客様の登録を行います。「アクティベーションコードの設定」をクリックしてください。

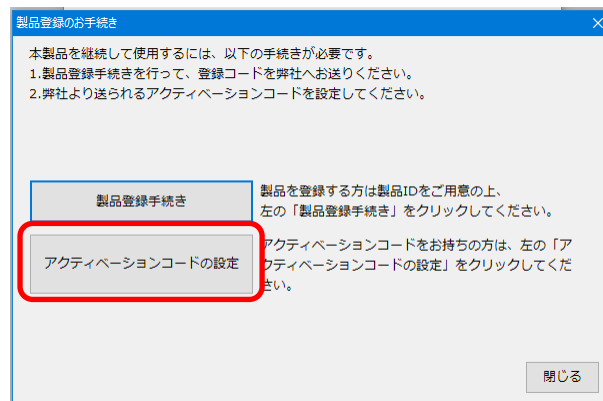


図. 製品登録手続き開始画面

(3) アクティベーション

アクティベーションを行います。お知らせしたアクティベーションコードを入力してください。
コード中に改行がないようご注意ください。

間違いないか確認の上、「コードの設定」をクリックしてください。正しければ登録完了のメッセージが表示されます。

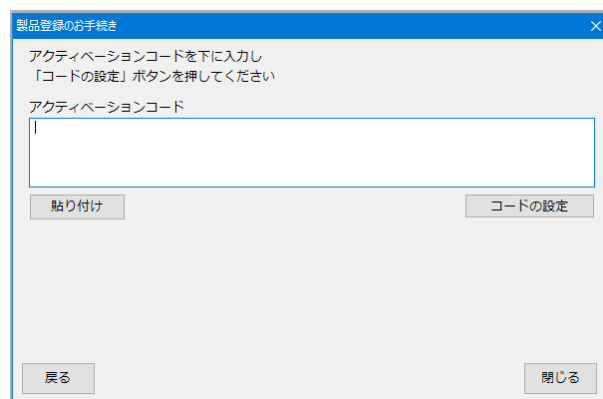


図. アクティベーション入力画面

3. ソフトウェアの更新方法

ソフトウェアを更新するには以下の要領でお願いいたします。

1. 最新版をダウンロードする。
弊社ホームページより最新版をダウンロードします。
2. ダウンロードしたインストールプログラムを実行する。

更新のためにアンインストールを行う必要はありません。

アンインストールを行うと登録情報も失われるため、そのインストールを行っても動作不能になりますのでご注意ください。

アンインストールによる動作不能について、ご注意をいたしますがたびたびご相談を受けるような事態になった場合、弊社では受け付けをお断りする場合がございます。

後述する製品登録解除手続きを経ることなくアンインストールやパソコンの初期化・廃棄を行わないようお願いいたします。

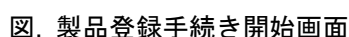
何らかの理由で、お客様がコンピューターで本ソフトウェアの利用を解除なさる場合には、製品登録の解除を行った後、アンインストールをお願いします。

解除した登録コードを現在のコンピューターないし、別のコンピューターで再利用したい場合には弊社へご相談ください。弊社は状況を確認の上、登録コードの再利用について別途許諾を判断いたします。

本ソフトウェアでインストールされた任意のプログラムを起動してください。
メニューの「ヘルプ (H)」→「バージョン (V)」をクリックすると製品情報画面が表示されます。
左下の「製品の登録・変更」ボタンをクリックしてください。



登録解除を行います。「製品登録の解除」をクリックしてください。



(3) 解除の確認

解除の意思を、おたずねします。

解除する場合にはチェックをして、「次へ」をクリックしてください。

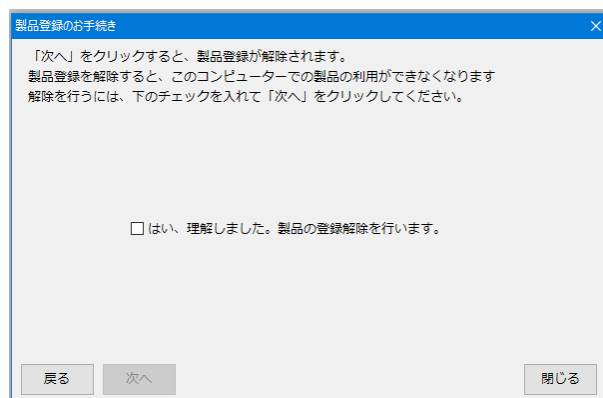


図. 登録解除の意思確認画面

(4) 解除メールの作成

製品の登録解除のために必要な情報が示されます。

この内容をメールで弊社製品登録専用アドレス (regist@kyoso-software.co.jp) へお送りください(送信メールの作成をクリックするとメールソフトウェアが立ち上がります)。

メールをご利用なさらない場合には、恐れ入りますが内容をコピーして印刷した上、弊社へお送りください。その場合には手続きにいささかのお時間をいただきます。

郵送先 〒569-1123 大阪府高槻市芥川町 2 丁目 14 番 20 号 共創ソフトウェア株式会社

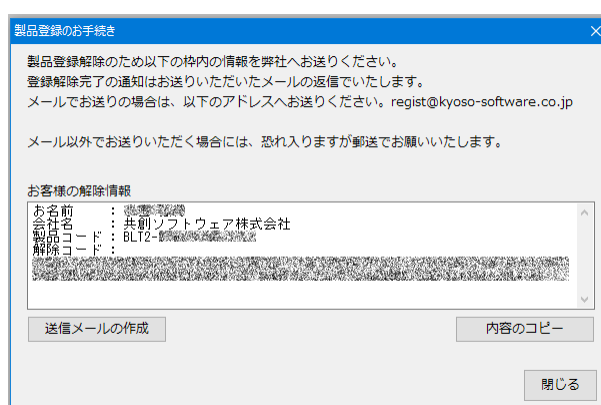


図. 製品登録解除情報の確認画面

(5) 製品解除手続き完了の通知

解除コードを確認し、弊社より解除手続き完了の通知をいたします。

これで解除手続きは完了です。